

抄訳：ジュオン＝デ＝ロングレイ著 「日仏英の中世社会と法制度」(1)

小 梁 吉 章

目次

【訳者解題】

- 1 本論文集の訳出の意義
- 2 著者について
- 3 訳出箇所について

【本論文集抄訳】

- 1 フランスの「セジヌ」と日本の「知行」
 - (1) 「セジヌ」と「ゲヴェーレ」
 - (2) 「知行」
 - (3) 「知行」の語源、意味、同義語
 - (4) 「知行」の権利の行使者
 - (5) 「知行」と権利所有の類似
 - (6) 「知行」の権利の期間と 13 世紀の「年紀」時効
 - (7) 「知行」の妨害からの保護と 14、15 世紀の「占有訴訟」
- 2 日本の封建制の形成と特色
 - (1) 日本の封建制の二期にわたる形成
 - (2) 日本の封建社会の階層形成の原因
 - (3) 日本の「封建制」と仏英の < Féodalité >

以上本号

【訳者解題】

1 本論文集の訳出の意義

本稿は、フランス古文書学校のフレデリク・ジュオン＝デ＝ロングレイ名誉教授が 1958 年に出版された比較法制史論文集『東と西－日本と西洋の比較法史（法社会学研究 6 講）』⁽¹⁾ から約四分の一を抄訳したものである⁽²⁾。紀要への掲載にあたって、訳出箇所の内容を考慮して「日仏英の中世社会と法制度」とタイトルを付した。

約60年前に出版された本である。また刊行はロングレイ教授が長年勤めた日仏会館と教授個人の自宅事務所の共同とされており、出版も多くなかったことが想像される。このような論文集を抄訳とはいえ、現在、掲載する意義はどこにあるか。

訳者としては、ロングレイ教授の本書冒頭の序言 (Introduction) の一部を挙げることでこの疑問への回答としたい。教授は、一国の法制度の骨格を形成する要素には、社会、経済、政治、宗教等の様々な要素があるが、宗教や政治体制が類似したヨーロッパの国同士で法制度の相似性を検討するよりも、政治、宗教が異なるにもかかわらず、日本とフランス、イギリスの法規範に一定の共通性が見られる点に注意を払い、法制度形成の基礎が社会的経済的要素にあることを述べている。すなわち、

「社会経済の類似した隣国と比較するより、日本とフランス、イギリスという隔絶した国の制度を研究することで、社会経済と法制度がいかに連関しているか明瞭にすることができる。社会経済と法制度の両方が類似していると言いたくなるが、三国の社会経済と法制度が完全に合致しているわけではない。一方、特定の社会制度や法制度が特定の経済状況に起因すると言うのも妥当ではなく、検討は慎重に進めなければならない。

本書を記述する際に、わたくしは、性急で表面的、また過度に限定的で、狭い範囲の比較に陥らないように努めることを念頭に置いた。一般的な空論に陥らないように注意し、厳にその国でその分野で最も信頼されている研究者の確認済みの事実だけに基づくようにした。本書の目的は、研究者が確認

(1) 訳注：Frédéric-Marie-Denys-Georges Joüon des Longrais, *L'est et l'ouest: Institutions du Japon et de l'occident comparées (six études de sociologies juridique)*, 1958. 翻訳には1958年の東京日仏会館とパリ外国史研究所 (Institut de recherches d'histoire étrangère、ジュオン＝デ＝ロングレイ教授の自宅) による出版を利用した。

(2) 訳注：訳した箇所は、第1回掲載分は本書の130頁から152頁、第2回は152頁から174頁と214頁から221頁、第3回は221頁から254頁、第4回は411頁から430頁と451頁から477頁に当たる。

したことの再検証ではないから、参考文献を列挙していない。本書の役割は、一般に認められた歴史的事実を対象に、隔絶した国の間にある共通性を明らかにし、この比較による結論に、批判的・客観的な光を当てることである。」

また教授は、日本では比較法制史研究が進んでいることを認めつつ、複数の比較対象を持つべきであるとしている。

「ヨーロッパ、とくにフランスには日本法史の文献はきわめて少ない。公法に関するものは少ないながら見られるが、私法の領域についてはほぼ皆無である。日本の研究者はイギリスやフランスの同僚より好奇心がある。日本の法制史研究者は、論文にヨーロッパ法との比較を行っている。しかしこの比較法も注意を要する。日本の第一世代の法制史研究者は、ヨーロッパとの比較でドイツ法を優先している。法を継受したので、他国よりなじみがあるからであろうが、中世後期にはドイツがヨーロッパの代表とは言えない。一方、イギリス法学派は、英語が日本で最も使用頻度の高い外国語であることから、比較法制度では日本についても他のヨーロッパの国についてもイギリス法固有の用語を当てている。」

すなわち本書訳出の意義は、法制度や政治制度が国家または共同体の営む経済や社会の仕組みに支えられていることを明らかにしていること、気候や土壌あるいは天然資源など物資の生産能力と生産体制、流通システムや価値の交換手段などの経済体制とこうした経済体制を支える家族や近隣等の共同体という社会的要素がまず存在し、そこに枠組みとしての法制度が生じ、政治的な支配の制度が成立することを教えていることにある。

本書は、日本にはほぼ同時期に仏英のそれと比肩しうる「中世」(moyen âge)が存在し、封建体制が成立したことを理解させている。「上下関係の者同士に相互の信頼関係」が醸成され、家臣の奉公義務があるとともに主君に倫理観が求められた。もとより三か国間には家族のありかたや共同体の様子は異なっているから単純に類似とはいえない。たとえばイギリスの貴族は領地にその留保地を所有して農民に耕作賦役を課したが、日本には普遍的価値

として「米」があり、これが領主の不在を招来したことも教えている。これがわが国の封建制組織に影響を与えている。

こうしたロングレイ教授の研究姿勢について、1960年に発表された詳細な書評で牧健二博士は「西洋人で日本の中世の研究に身を入れて打ち込んだ学者はロングレイ氏が最初であるから、この本は西洋人の日本史の研究における一の画期的著述である」と称賛した⁽³⁾。またロングレイ教授の業績に対してイギリスでも評価が高い。セオドア・プラクネット教授 (Theodore Frank Thomas Plucknett, 1897-1965年) は本論文集を「ジュオン＝デ・ロングレイ教授は、イギリス法制史にきわめて重要な寄与を行ったのであるが、同教授が日仏会館の館長であった間に、日本の歴史の資料にもとづく広範囲な著作に手をつけ、その一部は一卷の書物となって世に出ている」と紹介している⁽⁴⁾。ロングレイ教授の論文としては、つとに1943年に福井勇二郎教授によって「対物権と対人権－比較法制史的研究」があり、福井教授は「(ロングレイ)教授は社会学や経済学にも造詣が深く」「空疎な抽象的論議を排し、現実に即した具体的政策の樹立を重視され」「深い専門的学殖と広い視野とを併せ伝えた学者」と評している⁽⁵⁾。またウィリアム・ホウルズワース教授 (Sir William Searle Holdsworth, 1871-1944年) はロングレイ教授のパリ大学学位論文について、「本書は、素晴らしい比較法研究である。セジンに関するフランクおよ

(3) 訳注：牧健二「日本封建制に関するロングレイ教授の新著に寄せて」法制史研究 1960 卷 10 号 227 - 244 頁。牧博士は、本書以外にもロングレイ教授の著作を紹介されている。「ジュオン・デロングレイ著『鎌倉時代』資料編第三巻古文書」史林 34 卷 1、2 合併号 815 頁、「ジュオン・デ・ロングレイ教授著『多子』について」史林 49 卷 4 号 641 頁。

(4) 訳注：プラクネット著伊藤正巳訳『イギリス法制史総説編上』（東京大学出版会、1959年）「日本版への序文」。

(5) 訳注：福井勇二郎『佛蘭西法學の諸相』ジュオン＝デ＝ロングレイ「対物権と対人権－比較法制史的研究」（日本評論社、1943）227 - 301 頁（初出：法学教会雑誌 59 卷（1941年）2号、3号）。この論文でロングレイ教授は物権と債権の成立過程をローマ法以降検討し、セジヌを「対物権の有形的な外観」と解している。

びゲルマンの概念は、ローマ法の概念とは対象的である」と称賛している⁽⁶⁾。ロングレイ教授は、朝河貫一教授が英文で 1929 年に出版された *The Documents of Iriki* (入来文書) を高く評価したことで知られる⁽⁷⁾。現在では比較法制史研究は、文献の検索が容易になったことなどロングレイ教授が本書を発刊した当時とは比較にならないほど進んでいるが、教授の研究の成果は決して色あせていない。

2 著者について

ジュオン＝デ＝ロングレイ教授は、1892 年 4 月 24 日にブルターニュ地方の主邑レンヌに生れた。教授の父親 (Frédéric-Louis-Marie Joüon des Longrais, 1841-1918 年) もブルターニュ生まれでフランス文献学の拠点であるパリの国立古文書学校 (École des chartes) を修了した学者であった⁽⁸⁾。本論文集の著者のジュオン＝デ＝ロングレイ教授は生地のサン・ヴァンサン高校と大学の文学部及び法学部に学び、1911 年に法学位を得て、弁護士登録をした。その後、1914 年に父と同じように古文書学校に入学し、1921 年 2 月に「ブルターニュ慣習法における相続人の所有権・占有権の取得」で古文書学の学位を取得し、1924 年 7 月には「12 世紀から 14 世紀のイギリスのセジーヌの概念」でパリ大学法学部から優等賞とともに博士の学位を与えられた。その

(6) 訳注：ハウズワース他著 (西山敏夫訳) 『英米法の歴史家たち』(創文社、2009 年) 114 頁。

(7) 訳注：阿部善雄『最後の「日本人」－朝河貫一の生涯』(岩波現代文庫、2004 年、原書は 1983 年 9 月) は『入来文書』は世界の学界で注目されていった。フランスのマルク・ブロックやジュオン・デ・ロングレー、それにベルギーのガンスホフらの中世史家たちは、『入来文書』によって、はじめて日本の封建制度に対する理解を深めた」としている。

(8) 訳注：父ロングレイ教授には、16 世紀前半にブルターニュから北米を探検したジャック・カルティエ (1491 - 1557 年) に関する著書がある (*Jacques Cartier-Documents Nouveaux*, 1888)。教授の家はブルターニュ地方の名家で、本書の著者のロングレイ教授は 1931 年に同地方の海沿いの城砦を買い取り、修復している。

後、高等研究実習院 (École Pratique des Hautes Études) で教育に当たり、1946年11月からは母校の古文書学校の教授を務め⁽⁹⁾、1975年2月13日、カンヌで亡くなった⁽¹⁰⁾。この間、1959年4月から7月まで九州大学文学部に招かれ、文化交流活動を行い、1966年10月31日、同大学から名誉博士号 (同大学では二人目) を贈られている。

ブルターニュはイギリスに面し、古代・中世以来、両地域間には交流があったので、教授がイギリス法制史に該博な知識を有することは理解できる。しかしわが国中世の法制度に関する広範な知識はどこからどのように得たのか。まずは教授自身の外界に対する強い好奇心を挙げなければならない。教授の父は古文書学者としてスペイン、イタリアに遊学しているが、その際、若きロングレイ教授も同行している。また博士論文の執筆の翌年1925年から、アジアへの長旅をしている。このときの旅行記は『アジアへの旅－ヨコハマからシンガポールへ』として1927年に出版された⁽¹¹⁾。当然、日本各地を訪れているが、このときは一観光客に過ぎなかった。

ロングレイ教授が日本法制史の十分な知識を得たのは、その後1939年から1946年まで東京の日仏会館の館長の職にあった時期である⁽¹²⁾。牧博士は前記

(9) 訳注：この開講時の講義録 (1946年11月4日) は、Frédéric. Joüon des Longrais, *Leçon d'ouverture du cours d'histoire du droit civil et canonique à l'École des chartes* (4 novembre 1946), *Bibliothèque de l'école des chartes*. 1946, tome 106, livraison 2. pp. 282-295 を参照。

(10) 訳注：Jacques Boussard et Bernard Frank, *École pratique des hautes études. 4e section, Sciences historiques et philologiques. Annuaire 1975-1976*. 1976. pp. 50-68.

(11) 訳注：Frédéric Joüon des Longrais, *Extrême-Asie (De Yokohama à Singapour)*, Paris : Éditions Pierre Roger, 1927. 冒頭「鎌倉への巡礼」の章は「わたくしは、これから日本に向かう方々に、到着したばかりのときに感じた繊細ですぐに失われる印象を忘れないように、長崎や神戸、大阪や横浜、東京などの近代都市を訪れて、この国の古い精神を忘れないようにと忠告したい。」と始まる。

(12) 訳注：Barthélemy-Amédée Pocquet du Haut-Jussé, *Bibliothèque de l'école des chartes*, 1975, Tome 133, livraison 2, p.432.

の書評で「この職についてから、終戦の翌年帰国するまで7箇年在任した。その間に日本の歴史特に中世の法制史社会史を研究し、かつ豊富にその研究の材料を集め」、さらに「日仏会館の館長時代に、みずから日本語を学修しました多くの助手を使用して、意のままに材料を集め」たと記している。しかし時代は第二次大戦下、しかも敵国民としての滞在である。1943年以降は、日仏会館への監視は強められ、食料が手に入らなくなり、1945年に入ると軽井沢に強制疎開させられて監視下に置かれた。食料自給のため自ら鋤を取り、耐乏生活を強いられた⁽¹³⁾。ロングレイ教授は戦後、日仏会館の雑誌に、国際公法の観点から古代から現代までの平和論について論文を寄稿している⁽¹⁴⁾。

ロングレイ教授の人柄についても、牧健二博士は次のように紹介している⁽¹⁵⁾。

「太平洋戦争は漸くたけなわにして、米機が東京の上空に繰返し来襲し、明日の命も知れないと感じたころのことである。東京日仏会館の二階の綺麗な研究室からは、武蔵の丘陵、さらにはるか遠くに富士山を望むことができた。その部屋で温厚なジュオン＝デ＝ロングレイ教授は、数年間にわたって続けてこられた日本法制史に関する研究の成果として膨大な原稿を示され、この国の現状では出版することができないと嘆息された。日仏会館の館長にはパリ・ソルボンヌ大学の有数の教授が現職のまま来任する慣例であり、イギリスの中世法制史に関する研究をもって有名なジュオン＝デ＝ロングレイ教授もこの例のとおり、館長に就任された。わたくしは、1939年の教

(13) 訳注：Frédéric Joüon des Longrais, L'oeuvre scientifique de la Maison Franco-Japonaise, 1939-1947, *Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, 91^e année, N. 2, 1947. p. 294.

(14) 訳注：Frédéric Joüon des Longrais, Variation historique sur l'idée de paix, *Nichifutsu-Bunka*, No. 12, 1961, pp. 1-22.

(15) 訳注：牧健二「書評：ジュオン・デ・ロングレイ著『鎌倉時代』資料編第三卷古文書」史林第34巻1、2合併号(1951)103-107頁。この書評の一部は、本論文集の巻頭に牧博士は献辞として再録されている。

授の来日直後にその知己を得て、鎌倉時代の日本封建制にとくに関心のある教授と共通の関心から緊密な関係を保ち続けてきた。」

一方、ロングレイ教授は日本の学者との交流を本論文集の序文で次のように書いている。

「中田薫博士、牧健二博士、石井良助博士、瀧川政次郎博士ら日本の法制史家は、汲めども尽きぬ鉅脈から、原資料を取り出し、貴重な論文にされ、これは法制史の事実を提供し、比較検証に不可欠のものである。こうした文献を頼りに、日本の研究者が提供する資料をフランス的明晰さをもって処理しても、誤った道に進むことはなかり。本書が、正確であることにまずもって配慮し、東と西の共感の賜物である友好的な議論の出発点となれば、わたくしの目論見は果たされる。」

このような日仏の学者の交流はまことにうらやむべきものである。

3 訳出箇所について

本論文集は、ロングレイ教授がフランスの学術雑誌に発表した中世史関係論文から6件を選び、三か国の比較法制史研究として出版したものである。構成はきわめて体系的になっており、第1章を日仏英の三か国の中世の荘園とそこでの領主と農民の関係、さらに農民の具体的暮らしの記述で始め、第2章で前章を受けて、12世紀末にはこれら三か国でほぼ同時期に封建制が成立したことに着目し、重疊的な土地所有・占有の形式について比較検討している。第3章では、領主制・封建体制を前提に、農奴階級 (Servage) の視点から、支配階級と農民階級の形成を比較検討している。第4章から第6章はこうした社会関係の形成の前提である家族関係、とくに婚姻、親子と親族の問題を取り上げ、さらに相続制度について詳しく論じる。

教授の分析の特徴は、たとえば第1章で三か国の中世の荘園について論じるとき、単にその行政上の制度を比較するだけでなく、荘園領主と農民との関係という社会学的視点を重視していることである。ロングレイ教授は「歴

史家の真価は諸国民の言葉の相違や歴史的事実という外観が相反していることの裏側には、人間集団にとって不可避な同質性があることを看破することである」と述べ、この点について牧博士は「ロングレイ教授が発せられたこの主張は、我々日本の法制史家に深い共鳴を感じしめる」と高く評価している。ただし本論文集は全体で 500 頁に達する大著なので全訳を諦め、四か所の抄訳とした。

抄訳第 1 回は、主としてフランスの「セジヌ」と日本の「知行」の比較検討である。

抄訳では省略したが、ロングレイ教授はセジヌと知行について述べる前に、中世の日本とフランス、イギリスの荘園制度を取り上げ、日本の荘園⁽¹⁶⁾の特性として、①植物相を理由に牧畜が成立せず、その結果、耕作地をすべて稲作に充当したため、個人に土地の所有・利用が分有したが、仏英では共同放牧地が存在した、②日本の農地の産物はおもっぱら「米」であり、「貨幣がほとんど流通しなくなった時代に、日本では米が唯一の基礎的な物品」であって、商品流通において、荘園における比類なき交換手段であり、日本経済においては、基礎的な単位として機能し、「公的な税の『所当』、荘園領主への地代『年貢』は『米』で支払われ、朝廷の役人、荘園の役人の給与は『米』」、「貸与や贈与も『米』、土地の分割、細分化、交換も『米』を計算基準とし、日本の荘園の特徴である『職』(しき)⁽¹⁷⁾も『米』で表示された」が、仏英で

(16) 訳注：ロングレイ教授は、原注で「1197 年の図田帳（土地台帳）は、島津家の荘園が九州の薩摩、大隅と日向の三地方に 7,000ha 以上を有したことを伝え、12 世紀後半の危機の時代に、数字の上でも統合することを企図した」として、朝河貫一教授の『入来文書』を引用する (Kan'ichi Asakawa, *The Documents of Iriki*, pp. 98-100, 111-116)。

(17) 訳注：ロングレイ教授は、第 2 節「日本の荘園」の項で、「職」に < office-bénéfice > の訳を当てている。たとえば、鎌倉時代の地頭は「荘園の年貢から役割に応じた『職』を受けた」としており、「職」とは不動産に対する占有・所有ではなく、不動産やその他の権利に対する分与請求権ということができる。従って、単一の不動産に複数の「職」が存在しうる。

は、地方農産品が多様かつ輸送が困難であったので経済価値単位が一本化しなかった、③日本の荘園領主は不在地主であるが、仏英の荘園領主は領地の農産品を現地で消費せざるを得ず、必然的に早くから領主または役人が現地に居住場所を有し、拠点を形成した、④仏英では領主が留保地 (reserve) を有し、そこでの一定期間の耕作賦役 (イギリスの《 Boon days 》) を強制したが、日本には留保地がなかった、⑤日本に開放地や重量鋤はなく、農作業は農民の相互扶助の考えによって行われた、以上を挙げている。

その上でロングレイ教授は、「仏英では、農地を介在させた領主と農地利用者の関係は、一般に《 tenure 》 (農地保有) であり、その様相は多様であるが、フランスの《 censive 》 (賃租地)、イギリスの《 libre socage 》 (自由土地保有) のようにその法的基礎は単純な数種類の土地保有形態」であり、「日本では、荘園の住民と領主の関係、また荘園の住民同士の関係は・・・9世紀から12世紀に人的関係と化し」、「荘園になんらかの名目で財産的権利を有する者、また荘園から自分の生活必需品を得たり、受領する者は、役人を介して荘園から徴収するにあたって、地代形式が便利と判断し」、「この荘園からの物的権利はすべて『職』(しき)と呼ばれ」、「貨幣が流通しなかった時代に、『職』が現に農産物の分割を可能にし」、「『職』はすべて、分割可能、譲渡可能、移転可能な権利と解され」、「売却や贈与も簡単で、移転を登記し、権利書の『裏』に『判』を押すだけであった」としている。ここで日本では「米」が普遍的な経済価値であったことが職の形成に与った。

一方で、ロングレイ教授は日仏英三か国の荘園制度の類似点として、①いずれも自然発生的に形成された⁽¹⁸⁾、②荘園にいずれも免税特権と裁判権があった⁽¹⁹⁾、③荘園役人の身分は世襲であった、④荘園がどこでも、過去に開発された農地と農民が領主に託した農地の二つから構成された⁽²⁰⁾、以上を挙げている。

そしてセジーヌと知行と比較に当たり、「日本の『職』も『テニユア』(tenure)⁽²¹⁾も土地に対する権利」は一人に集約されることもあれば、複数に分有される

こともあるとし、最後に「8 世紀から 13 世紀の日本の荘園、カロリング朝フランクの領主制、中世後期フランスの領主制、イギリスのマナーには固有の様相がある」が、いずれにおいても「人々は農地について、似たような領主制、マナー制、荘園制を作り上げた」、これは「国家権力が弱体化し、波乱の少ない、平穏な時代」の産物、すなわち日本では奈良時代、平安時代初頭、フランスでは 9 世紀のカロリング朝の平和期、イギリスでは 1066 年のノーマン・コンクエストまでの産物としている。

ところで本論文集の刊行は 1958 年であり、その前年 1957 年に梅棹忠夫博士が発表された『文明の生態史観序説』でもユーラシア大陸の西と東の辺境に類似した発展を見出し、これを「第一地域」と称し、その地域の中世に共

- (18) 訳注：ロングレイ教授は、「787 年にフランスのオート・ノルマンディー地方のサン・ワンダリユ修道院は、4,264 の〈manses〉(領地)を有し、800 年ころにはパリのサン・ジェルマン・デプレ修道院の領地はさらに広く、1086 年にイギリスのヨークシャー地方のホナー・デ・リッシュモン領主は、500 以上のマナーを有したが、同様に、8 世紀のなかごろ、東大寺は 20 の荘園を有し、1204 年に九条兼実は 40 の荘園をその娘、後鳥羽天皇の後の九条任子(宜秋門院)に遺贈し、14 世紀には長講堂が 180 の荘園を贈与したとされている。つまり 12 世紀には、日本の世俗貴族と有力寺院の土地財産は、日本各地に散在する荘園によって形成され、これはイギリスの世俗領主や教会への贈与を想起させる」としている。
- (19) 訳注：ロングレイ教授は「日本の荘園は免税特権により、行政上と司法上の免責を有し、荘園の領主は、裁判し、監督し、規則を定め、犯罪人をとらえることができ、『荘務』裁判権または土地裁判権とその他民事事件の『雑務』裁判権、刑事事案・軽犯罪事案の『検断』裁判権を有した。これはフランクの免税特権が裁判上の特権を招いたこととよく似ている」としている。
- (20) 訳注：ロングレイ教授は「農民がみずから領主に奉納する〈recommandations〉(托身)により荘園に含まれた私有地」の保有者の地位は、〈alleu justicier〉(裁判権のある自由地)で〈mouvance〉(従属地)の保有者に近い」としている。
- (21) 訳注：ラテン語で tēnēo は「所有」を意味し、英語で「テニユア」とは、土地の保有構造、土地の保有条件を意味する。フランス語には〈tenēre〉として 12 世紀に入り、「保持分」と解され、中世後期に「不安定な資格で享受しうる土地についての権利」を意味するようになり、当時の完全な所有権を意味した〈franc-alleu〉に対比された。

通して封建制が成立したと論証された。ロングレイ教授のアプローチは異なるが、法、政治体制の奥にある社会経済の基層を論じている点に共通性を見ることができる。

抄訳第2回は、日本の封建制の形成と特色を取り上げている。ここでは日本の封建制について主君と家臣との人的関係を分析し、その結果として、「封建制」と《Féodalisme》が異なることを明らかにしている。フランスの「封建制」では、主君 (seigneur) に対して宣誓をした家臣 (vassal) は違背をすることはできず、一方、わが国の君臣関係が解消可能であることなど、同じように「封建制」と呼ばれる時期の人的関係を詳細に検討している。

第3回では、三か国の農民階級を取り上げ、平民階層に分析を進めている。教授は、社会階級が「集団形成の要素」であることを前提に、人間が一定の文明段階に達すると、階級が「慣習的な組織や書面化された国の基本構図のなかに一定の場所を与えられ、階級は公的性格を帯び、各階級が厳密に規定され、定められた権利と義務が与えられる」という視点から、日本の農民には仏英にあった領主の留保地での労働賦役がなかったことなどを挙げつつ、徳川時代の改革を教えている。

最後の第4回では、三か国について荘園制から封建制に至る土地に対する権利の態様を比較分析し、領主と農民との関係と階級制度の仕組みについて、分析した後に、家族関係として、とくに日本とフランスの婚姻、親子関係と相続制度を比較検討している。財産という観点から相続に関する部分を訳出した。

【本論文集抄訳】

1 フランスの「セージュヌ」と日本の「知行」

《Féodalité》(封建制、封建社会)、《Féodalisme》(封建主義)という語は、本来イギリスやフランスに関する語であるが、現在では、日本についても一般にこの語が使われる。これはなぜか。現在の日本の歴史学者は《

Féodalité 》に「封建」という語を当てている。これは「封公建国」という四字熟語を略したもので、「国」の「建」設のために「公」（領主）の「封」地を授与することをいう。ただしこの漢字は日本の制度を正確に表していない⁽²²⁾。

日本の《 Féodalité 》（封建制）について論ずる場合、よく見かけるのは「知行」という語である。また多くの研究者が「知行」を日本の《 fief 》（封土、所領）のようにとらえているが、これは性急な同一視というべきで、法制史家が警戒すべきことである。知行と《 fief 》（封土）は徳川時代にはおおむね対応するが、中世についてはそうではない。

「知行」に関する基本的考え方の成立は、およそ 1000 年ごろに遡るが、本来の意味では、室町時代 (1392 - 1573 年) まで「知行」の明確な定義はなかった。

(1) 「セジーヌ」(saisine, seisin) と「ゲヴェーレ」(Gewere)

日本の「知行」の概念は、ローマ時代の「所有権」(possession) というより、「セジーヌ」またはドイツの「ゲヴェーレ」に近い⁽²³⁾。

(22) 原注：「封」と「建」の漢字（中国語で fēng, chian）は、中国の周王朝時代（紀元前 1122 - 250 年）には、領主への土地の配分制度を意味し、ここから封建制（féodalité）の語が生れた。この語を《 fiefs 》（封土）または《 féodalité 》一般に適用するのは歴史的には妥当とはいえない。

(23) 原注：日本の「知行」、仏英の《 saisine 》、ドイツの《 Gewere 》の性格に関する私見は、1940 年に東京の日仏会館で行った講演で明らかにした。この要約は Contemporary Japan, 第 11 巻 8 号 1 - 18 頁に掲載され、とくに 11 - 12 頁に記述を参照。私見は、石井良助『日本不動産占有論』（東京、1952 年）において詳細かつ精妙に引用され、展開されているが、同書にはヨーロッパとの比較を《 Gewere 》に限定するという過ちがあり、またいくつかの反論を述べることができ、さらに仏英の《 saisine 》について述べていない。これでは、《 saisine 》《 Gewere 》と「知行」は、封建制の成立にはいずれも同様に侵奪ということがなければならないことを示すことができず、これは重要な点である。本書でこの点を明らかにして、「知行」についての最近の議論では、取り上げられていないが、問題の普遍性について、詳細に論じることにしよう。この問題については 1955 年と 1957 年の牧健二博士の論文 2 件を参照。

① ドイツ語の「ゲヴェーレ」、ラテン語の《 Investitura 》(授与)は、なにかを「与えられた」(revêtu)、または「捕捉した」(saisi)ことを意味する。物的権利の認識には「占有」(ensaisinement)が不可欠であり、「セジーヌ」とは、抽象的に認識するのが難しい物的権利の物理的な外観を意味し、おおよかに認識可能なものである。「セジーヌ」は、影が人に寄り添うように、物的権利に付いてまわり、どちらか一方が欠ければ認識することができないのである。物的権利を認識できるのは、こうした「セジーヌ」があるからであり、訴訟で保護され、譲渡すると移転し、行使しなければ消滅するもので、要するに物的権利とは、認識できる外観がなければ存在しえない。権利の外観を有する事実上の占有が「セジーヌ」である。

② 事実上の権利は、権利の主張に支えられることを要する。権利を実際に有する、あるいは単にそう主張するだけで、土地に不動産の物的権利を有する如く事実上享受することである。

③ 「セジーヌ」をこのように解すると、土地から直接に得られる産物だけでなく、名目はともあれ土地またはその住民から得ることができる利益にも適用することができる。こうした利益についての権利は物的権利と解され、そこに「セジーヌ」を有することになる。これが「セジーヌ」の複数原則である。これは、一つの土地に互いを損なうことなく成立する。収穫物に「セジーヌ」を有する者もあれば、賃料に「セジーヌ」を有する者、裁判上の「セジーヌ」を有する者がいるように、「セジーヌ」は一つの土地を対象として成立する。

(2) 「知行」

日本では、物に対する支配を意味する語、すなわち「占有」(possession)にはほぼ対応するような語は複数ある。また「領知」「領掌」「シル」(知、領)などの古来の語をこの意味で使うが、11世紀以降は「知行」と呼んでいる。「知行」は奇妙なほどイギリス・フランス・ドイツにおける「セジーヌ」に似ている⁽²⁴⁾。

① とくに不動産の事実上の占有、あるいは一人の人物による物的権利の実効的かつ明白な行使であり、土地や不動産の権利を享受し、得ることは「知行」の対外的特徴である。

② ただし事実上、享受するものが、権利に支えられなくても、少なくとも権利を有するという主張に支えられている。権利の享受をいうには、法規範に従って権利を行使するという主張に基づくことを要する。

③ また、一つの土地に複数の「知行」が存在することができる。名目はともかくとして、この土地に物的権利を行使して、支配するものはこの権利を行使するとされるためである。従って「知行」は、「セージュヌ」に似ており、不動産上の物的権利の行使のことをいう。不動産に対する物的権利の行使を土地に対する「知行」というように、「職」に対する「知行」も存在しうる。

(3) 「知行」の語源、意味、同義語

言語学者によると、「知」とは中国、日本いずれにおいても、支配を意味する。「領」とはなんらかのものに権限を行使する統率者、「かしら」を意味する。この「知」という漢字は、「知領」とか「知行」で使われ、また「知る」という動詞もあり、これも土地、物品を支配すること、権力下に置くこと、支配を及ぼすことを意味する。10 世紀の伊勢物語は次のように始まる。

「昔、男、初冠して、平常の京、春日の里に、しるよしして、狩りにいにけり」
(注：「しる」＝土地を領有している)

(24) 訳注：ロングレイ教授は牧健二博士の著作に言及されているが、牧博士自身は「知行の語源は職と同様に令の職員制度に由来する言葉であって、領知・領掌とともに最初から『権利の行使』を意味した。国語のシルもまた権利の行使を予定する。知行は事実上の支配（占有）が原義なのではなくて、権利の行使が知行の原義であったとするならば、セイジン或はゲウェーレとは原義においてまったく重点を異にしている」として反論している（牧健二「日本封建制に関するロングレイ教授の新著に寄せて」法制史研究 1960 卷 10 号 239 頁）。

すでに10世紀末(988 - 1023年)のいくつかの文書に、「知行」があるものを支配するという意味で使われている。平安時代中期(1000年頃)の11世紀に、一般に土地の「知行」というようになった。平信範(1112年 - 1187年)による『神舎紀』⁽²⁵⁾の1166年10月24日(仁安元年9月29日、注：27日に誤りか)には次の記述が見える。

「參河志貴御庄下條、可知行由、大納言殿以安藝守能盛示給・・・、歎之中悦也、是貴靈之遺徳也、深畏申了、件三川守保相當任立券私領、其後寄進前宇治殿、其後伊賀丹波傳領、其後皇太后大進殿傳亮、其後故尼上雖得讓、不及知行、今中絶、下官當奉行、尤本意者也」⁽²⁶⁾

鎌倉時代からは、「知行」と同じ意味で「進退」(しんたい)「進止」(しんし)という語も見られる。「知行地」という表現は、17世紀初めまで使われ、その後、慣用語から消えた。

(4) 「知行」の権利の行使者

「知行」は土地の支配を意味するが、これでは一般的すぎる。鎌倉時代の文書によると、土地の上に権力を行使する「知行者」は次のいずれかであった。

① 当該の地に主権を行使し、土地に対して「所当」または年貢の権利を有する「本家」。

(25) 原注：平信範『神舎紀』(または『兵範記』)は矢野太郎『史料大成』第15巻～第18巻による。文書第82参照。

(26) 訳注：ロングレイ教授の仏訳で大意以下の通り。「大納言は、三河の国の志貴に所在する下条の莊園が、以後、安芸の守の能盛(よしもり)の支配(知行)の下に入ると命じた。三河の守保相(やすすけ)が職にあった時、宇治殿に寄進して、これを自分のものとした(立券私領)。後にそれを故人の尼に移転した。しかしこの者が本土地に『知行』を行使せず、この莊園の支配権は今日まで未定である。」

- ② 本来の主人であって、古くから土地を支配し、その先祖が領主となったもの。このうち朝廷で高位にあるものを「領家」といい、下位のものを「領主」という。
- ③ 主人に服従し、生活維持のために、土地の上に「恩給」を受けた武士。
- ④ 生活のために「恩給」を受けた「預所」(あずかりどころ)、「下司」(げし)その他の「荘官」などの役人。
- ⑤ その名の通り「名主」(みょうじゅ)として割り当てられた農地を主人から「恩給」として受けた農民。
- ⑥ 小作として土地所有権を受領した「作手」(つくりて)、「百姓」(ひやくしょう)。

つまり、土地を使い、そこから利益を得ることができ、名目や利益がなんであれ、土地からの「年貢」、「公事」(くじ)などを「上分」(じょうぶん)として受ける権利があるものはすべて、土地の上に「テニユア」を有し、その「知行」を行使するのである。

(5) 「知行」と権利所有の類似

「知行」は物的権利そのものではなく、物的権利の外観であって、不動産上の物的権利の行使の権利であるが、この外観は資格または異論のない権利の裏付けがあることを要しない。「知行」に資格がなくても、だからといって「知行」でないことにならない。権利の有無にかかわらない支配を「当知行」(知行の実効的行使)といい、これが権利が与える本来の「知行」の要素である。行使し得る権利しかないものは、もはや「知行」ではない。「不」という否定辞を付けると、「不知行」となり、すでに「知行」がないことを示し、「不知行」という状態は、すぐに物的権利自体を消滅させる。

「知行」には、「由緒」と呼ばれるその形成、起源、経緯を説明する資格を付すことが多い。「知行」に権利の所有の資格と性格をあたえるのは一種の所有行為である。

(6) 「知行」の権利の期間と13世紀の「年紀」時効

「知行」は「ゲヴェーレ」と同様に、外観が物的権利を反映し、この外観が権利に基づき、外観のように保護すると想定している。

法的保護としては、まず第一に「年序」(ねんじょ)、「年紀」(ねんき)と呼ばれる20年の消滅時効、取得時効である。間違いなく、消滅時効のほうがより古いもので、事実上の権利行使である「当知行」に取得的效果を与えることはすでに平安時代にも見られた。日本の制度上、「年紀」(時効)の存在を示す最初の文書は、1232年の武家の慣習法である『御成敗式目』⁽²⁷⁾の第8条で、これは頼朝の後継者の時代にさかのぼる規則を記すものである。実効的に「知行」を有する期間が20年経過すると、土地保有の資格が問われることはないとされている。取得時効によって土地がこのものに帰属し、従来の権利があると不平を言っても棄却されるので、これは消滅時効でもある。

この時効の規定も、皇室、公家、寺院と地頭の四種類の主人が有する土地財産には適用されなかった。「年紀」(取得時効)は、「知行」から生じた物的権利の性格を強める結果となった。20年間、継続して「知行」を行使したのは、善意か否かを問わず、また資格の真偽を問わず、掠奪の結果であっても、恒久的権利を得ることになった。武家諸法度第8条が言うように、だれかがその権利の承認を求めて、虚偽の申立てをしても、現に所有していないなら、認められてもなんの役にも立たないから、唯一明らかな条件は、「知行」を有することであった。武家階層は、時効制度の有利さを広く利用した。その後、

(27) 原注：この文書全体については二つの抄訳があり、John Carey Hall, *Japanese Feudal Law, The Institutes of judicature*, (Transactions of the Asiatic Society of Japan, vol 1, XXXII, Part 1, pp. 1-44) という英訳がよい。もう一つは Georges Appert, *Un code de la féodalité japonaise au XIIIe siècle* (Nouvelle revue historique de droit, 1900, pp. 1-28) であるが、忠実さで劣る。正確な翻訳の出現を期待する。日本語で最良のものは、佐藤進一＝池内義資編『中世法制史料集』第1巻、3-36頁である。

20 年の期間を三世代に変えた。

(7) 「知行」の妨害からの保護と 14、15 世紀の「占有訴訟」

時効期間の満了前であっても、ヨーロッパでは、公序の観点から、「占有」(possession) を独自の手續によって保護してきた。ローマ時代には、この手續は《Interdits》(防御) と呼ばれ、ローマ・カノン法はこれを有利に作り替え、フランス法、イギリス法およびドイツ法になると、伝統的な觀念との調整を図った。こうして「占有訴訟」(possessoire) と呼ばれる訴訟手續が形成された。これは占有だけを問題として判断し、物的権利の実質を争う「本件訴訟」(pétitoire) とは異なるからである。この「占有訴訟」と「本件訴訟」の両立は、占有権と所有権というローマ法の二つの概念の産物であって、手續は二つに分けられ、それぞれ別個に判断された。「占有訴訟」は迅速にその外観によって判断され、「本件訴訟」は長い時間をかけ、じっくりと行われた。この二つの手續が連続して提起されても、おなじ裁判官が担当するのではなく、別々の裁判所で判断された。ローマ時代に誕生して以来、中世を通じて存在した「占有訴訟」と「本件訴訟」の両立が生じたのである。学士院のポール・ヴィオレ会員 (Paul Viollet, 1840-1914 年) が以前「占有訴訟 (possessoire) には争いが内包されている」といったときには、違和感があったが、たしかにフランスでもイギリスでも、絶対王政が権力を掌握するうえで、国王裁判所が「占有」を理由にしたから、これも間違いとは言えないであろう。「占有訴訟」と「本件訴訟」という二つの手續の対照をさらに詳細に見ると、この現象はあきらかに限定された地域に起きたものにすぎず、人類史の中に位置づけたり、それ以外の地域に類似した現象を探したりするのは、いずれも無理がある。かつて日本のある法学者が日本版の「占有訴訟」を研究したいというのを耳にして驚いたことがある。この語は歴史的な制約の産物であり、時代や地域を問わずどこにも適用できるような抽象的な概念ではない。

ただし「本件訴訟」と「占有訴訟」が両立したことの背景に、法として隠

されていたものを理解することはできる。「本件訴訟」は容易に廃止できないような、古くから伝統となってきたもので、まだ強力な尊重された権利であった。そこには法的な偽善もなくもないことで、実質的に尊重しているように装いながら、古臭い複雑な形式を守って、行使がどんどん遅延していったのである。これとは逆に「占有訴訟」は、権利として認める以前に、内々に事実上導入された。「占有訴訟」の判決には仮処分の側面があり、まず強い反対の声を抑えて、やがてこれが最終的な判決となっていく。「本件訴訟」は実質的には二次的な判断をする訴訟であるが、依然として理論上は可能ではあるが、人間は無頓着なもので、本件訴訟の提起は減少し、実効性もなくなっていった。こうして「セジーヌ」と「占有」と権利の享受が息を吹き返し、あらたな要素としてその重要性が高まったのであり、こうしたことは社会の変化を映している。こう見ると、フランスの「セジーヌ」、「占有妨害排除訴訟」(nouvelleté) という変化、またイギリスでの「占有回復訴訟」(nouvelle dessaisine)、「不法侵害訴訟」(teresspass)、「回復訴訟」(ejectment) を日本の訴訟手続と比較することが可能になる。「知行」は、15世紀のイギリスにあった「自由保有不動産の占有」(saisine du franc tenement) に近い。「知行」に一種の保護を与えるものであった。例として、「知行」を侵害から保護した「1347年1月25日(貞和2年12月13日)と1430年1月1日(永享元年12月7日)の「内段」(武家裁判)の「沙汰」(判決)を挙げることができよう。いずれも『建武以来追加』に第21条と第123条として見られ⁽²⁸⁾、武家裁判はこうした場合、「遵行状」(じゅんぎょうじょう)の方法をとった⁽²⁹⁾。

2 日本の封建制の形成と特色

(28) 原注：この文書については、最近の佐藤進一＝池内義資編『中世法制史料集』第2巻、1957年が最良で、22頁と71頁を参照。

(29) 原注：Age de Kamakura, Sources (1150-1333), III, Archives: Chartes Japonaises (Monjo), 245-247頁参照。

(1) 日本の封建制の二期にわたる形成

日本の封建制は、11 世紀から 13 世紀という比較的後期になってから漸次、形成されたため、家臣関係の形成過程を研究することが可能である。

① 第一期 (1185 - 1333 年) - 武力性

第一期は鎌倉時代 (1185 - 1333 年) である。日本の封建制はすべてにおいて独特である。唯一の主権者である将軍の下、武士は区別なくすべて直接の家臣、日本語でいう「御家人」であった。「御」という敬語の接頭辞は第一線の武士を示し、イギリスではこれを「領臣」(tenants en chef) と呼んだ。源頼朝の地位は、強固な抵抗を打破したことで、アングロ・サクソンの征服者であるウィリアム征服王を連想させるものである。両者ともに戦勝の武力指導者であり、その直接の配下として封建領主団を有し、これらは指導者からの軍功への報酬を心待ちにしていた。頼朝は「総守護」となり、直接の家臣を全国に派遣したが、これはウィリアム征服王がその領臣に地域の支配を命じたのと同じである。頼朝は、それまでの体制が秩序を維持できなくなっていたところに、あらたな武器で統制するため武士を派遣した。日本の各地に、頼朝は「守護」として武力指導者を派遣し、無能力な従来の地方官と地方の行政体制を放逐したのである。荘園が地方政府から独立し、免税特権を享受していたが、この荘園に頼朝は「地頭」という武力を有した税務役人を派遣した。これに従来の領主を支えさせ、また秩序を守らせ、各人の権利を尊重させ、頼朝から重要な任務を命じられた武士の間にまだ階層化は生じていなかった。「地頭」は、地方の「守護」の家臣ではなく、また将軍の「陪臣」(arrière-vassal) でもなかった。征夷大將軍である「総守護」から、権限を与えられたが、総守護に対して、地頭も守護も対等であった。こうした直接的服従関係があたらしい武家体制の力でもあった。

たしかに明瞭とはいえないが、すでにこの第一期には、直接の家臣と単なる陪臣の違いがあったことはわかっている。これは「御家人」と「家人」の

違いで、語の違いは、文書上、厳格に守られていたわけではない。これらの家臣は、主君と密接かつ強い人的関係で結ばれていた。これらの家臣は奉仕の義務を負い、主君からときには土地を含め、その生活のためのさまざまな利益を受けた。日本の封建社会では、人的関係がきわめて強く、一般に、ある土地について鎌倉殿の「御家人」でありながら、同時に他の土地について別の者の家臣になることはなかった。日本の封建制では二君に服することは折り合えず、フランスに見られる《*ligeance*》(複数の主君との関係)のような理論を発展させる性格を持たなかった。

13世紀に入ると、「家人」が直接の主君に対して負う義務は不安定で限定的になり、単に敵対行為を控えるという程度にとどまることもあった。たとえば『入来文書』にあるように、家臣は「主君を罵らない、悪行をしない、利益に反することをしない」と約すこともあったが、こうした義務も、家人が鎌倉殿の直臣になった場合、それまでの主君とも無縁になるというように、不安定なものであった。「家人」(陪臣)は二君に仕えずなので、武士は主君ではなく、鎌倉殿の「御家人」として仕える機会があればこれを見逃すことはなかった。1232年の封建慣習法『御成敗式目』の第19条は、これを声高には奨励はしないものの、批判もしてはいない。争乱の時代にあっても、二君に仕えることは、偶発的であったとしても、法的には認められなかった。こうした事情は、13世紀の日本では封建的階層化が進まなかったことを示す。

② 第二期(1333 - 1573年) - 封建階層の成立

足利將軍の支配の下、日本の中世末期の2世紀の間続いた争乱状態の時代に、権力の分散と無秩序状態によって、地方の封建階層が下方から形成された。

南北朝の対立は1336年(延元元年・建武3年)から1392年(元中9年・明德3年)の間であるが⁽³⁰⁾、その間の対立の戦乱と危機的状況があった後、武士は帰属する党派に従って集団を形成した。

1) 一介の武士は、近隣の強力な武士に服従を誓った (se recomander)。強力な武士の多くは、鎌倉時代に設けられた「地頭」が従来の荘園体制の混乱を利して、荘園の土地の一部をわがものとし、こうして事実上、主君化した。

2) この結果、「地頭」は「本所」(真の領主)となった。「地頭」は「所当」と呼ばれる土地の年貢の徴収権をわがものとし、地方での独立性を得たのである。ただし、地頭も自分よりも強力な武士を保護者として認めざるを得なかった。鎌倉時代に將軍の「御家人」として仕えたが、その將軍はこの時代になると、はるか遠い京都に住み、地頭のことを考慮することもなく、保護の手立てもとらなかった。「地頭」は、こうした保護を「大名」という大領主に求め、地頭はその家臣となったのである。

3) 「大名」といえば、中央権力の弱体化を利して、独立性を強めた。なかには京都の朝廷に任じられた「国司」という地方行政官上がりのものもあり、この役目はしばらく前から閑職化していた。多くの場合、「大名」は頼朝以来、秩序と平穩の維持のために地方に置かれた武家役人の「守護」の出身であった。守護は地方の保護者であり、地方の管理と刑事裁判を任務としたが、13 世紀以降、その権限を拡大させ、14 世紀には「知行」(特定の土地からの利益享受)を得、あるいはときにはそれまで仕えた主君から奪取した。守護が土地から得る利益は年貢の形態をとるようになった。従来は「国司」が有した行政および民事裁判の権限も守護の手中に移った。守護はまず、武力によって秩序維持の権限を維持しつつ、あらたに「国主」(地方統率者)となり、その武力に応じて広がる「分国」(管轄地域)の文字通り領主となったのである。

この変化は、足利尊氏という京都の新將軍の下に「守護」が入った 1333 年以降のことであり、地方ではそれまでの守護に対する抵抗勢力も一掃された。14 世紀に南北朝対立が解消されると、守護という地方の警護職は地方におけ

(30) 訳注:一般にはこの期間とされるが、元弘元年の乱 (1331 年) から建武 3 年 (1336 年) の同政権の終了までの期間を含むこともあり、ロングレイ教授は、後半では 1331 年から 1392 年までを南北朝時代としている。

る大領主、大封建君主、守護大名になっていた。地方の「国主」は、15世紀、16世紀前半、封建権力を完成し、戦国時代が始まった。その多くは腕力によって得た「分国」の支配者であり、こんどは集団を形成して、勝利に導き、保護を与えてくれそうな者を、その頭首として主君に据えることが必要になった。当時、兵力としてすでに相当の人数を要するようになり、地方の有力統率者でも単独ではこころもとなかった。それまでの室町將軍の権力は弱体化し、権力を渴望する統率者に命令された封建集団が生まれては消え、長い間、他の集団に対して封建的優位性を維持することはできなかった。

4) 16世紀末の25年間、ヨーロッパから伝来した銃という新兵器を得て、織田信長(1534 - 1582年)という類まれな武將は、無政府状態を利して、ライバルの封建領主や抵抗する領主を抑え、天下に号令するに至った。封建体制の下での無政府状態が終焉に近づいたのである。信長が封建制下の無政府状態の最後の動乱の犠牲者となった後、その仕事は後継者の豊臣秀吉(1537 - 1598年)に引き継がれた。諸大名はその権力に屈し、秀吉は諸大名に服従を命じてこれを家臣とし、「封土」として土地を分け与えた。秀吉は大名が封土からの「年貢」、「公事」を得る権利を認め、これを「知行」と呼んだ。日本における封建階層組織はここに完成し、従来の封建的的地方分権は終焉を迎えた。

(2) 日本の封建社会の階層形成の原因

日本の封建制が形成されてから2世紀近くたってようやく階層を形成し、より強固な枠組みを形成した理由を考えてみよう。

① もっとも正確と考えられる説明は、13世紀まであるいはその後も、日本の荘園制度が一般に信じられているよりも強固に残存し、本来、封建制がたどるべき発展を妨げたというものである。たしかにすでに見たように、日本の荘園における「職」の制度は、人々についても、土地についても階層化に

なじまないものであった。一般に封建社会の階層制は、単なる武力階層にとどまる者同士の階層化ではなく、土地の階層の上に形成されるものである。要するに、物的関係が重要になるほど、土地の階層化が進み、封建社会の階層が形成されるのである。日本の家臣の階層は、まさに荘園の領主制組織が衰退した時期に、このために生じた。日本では物的関係がそれほど重要ではなかったから、日本の封建社会の構造は三層構造か四層構造であった。

封建制が存在した英仏の封建社会の構造がどれほど異なるか検討することは興味深いものである。イギリス封建社会の構造は、基盤となるすそ野がきわめて広く、国全体をカバーしたが、階層の数は多いとはいえ、11 世紀以降も、1066 年のノルマン征服時点の部隊の組織にきわめて近いものであった。その後もこの社会構造は、三層構造か四層構造までで、封建社会の構造が 1290 年の《Quia Emptores》条例（土地転封禁止）に集約されたことが原因である。一方、フランス封建社会の構造は、国全体を覆うものではなく、また階層の数も多かった。場合によって、封建階層が十層構造あるいはそれ以上になっており、中世を通じてこうした階層の複層化は止むことなく、従来の階層構造の上に加えられた。日本では、封建社会の階層構造は時代によって相当に変化し、まず一部に広まり、12 世紀と 13 世紀に階層構造は少なく、14 世紀、15 世紀に国内に広く行き渡ったが、階層の数は多くならなかった。

② 日本の封建社会の階層化が遅れたもう一つの説明として、日本の封建社会が都市の発展と商業の再生などあらたな封建制度の外部要因によって脅かされたときに、この脅威が深刻化するにつれて、防衛反応が生じたというものである。ただしこの脅威もかならずしも深刻ではなく、また、16 世紀の日本では経済が発展しており、15 世紀の封建社会の階層化を説明することはできない。

それまで特徴的であった日本の封建社会の階層化は、17 世紀と 18 世紀に止まったようである。封建社会の階層構造はその後、発展することはなかつ

た。15世紀と16世紀の封建社会の権力分立はやむを得ず生じた事態であり、徳川幕府は、鎌倉時代の伝統、すなわち中央集権幕府による完全な支配の封建体制を再興した。地方に独立した大名がいた時代は16世紀に終焉を迎えた。大名は、將軍の目の届く江戸に住むことを強いられ、地方の領地がもたらす収入で満足せざるを得なくなった。大名の権力が、財産の多寡に変わったのである。大名の強弱は、祖先が政治的役割を果たした領地ではなく、米を石(1.80hℓ)で表現した土地の経済的な生産力という指数で示されるようになった。「大名」と呼ばれるためには、地方の領主は1万石以上の土地を持たなければならなかった。「知行」として相応の石を持つ者と称され、これが分散した土地から得る「所当」の量を示した。

(3) 日本の「封建制」と仏英の《*Féodalité*》

イギリスとフランスでは、アンシアン・レジームの時代の封建法学者も現在の研究者も、「封建契約」(*contrat féodal*)という表現を使い、封建制の絶頂期には、イギリスとフランスではこれは法律上、当初は多くの場合、口頭で行われ、その痕跡はほとんど残されていない。しかし少なくとも黙示で更新される「封土契約」(*contrat de fief*)が存在したことは確かである。封建制の成立が遅かった国ならば、「授封」(*inféodation*)の事実を確認することができようが、たとえば1066年のイギリス、1173年のアイランドおよびフランスでは、授封契約の書類はなく、その詳細は知りえないのである。過去の基本約束について詳細な法的分析が可能になるには、ローマ法が再生して、義務と契約の観念を理解できるようになった時代まで待たなければならない。契約を通じた封建制という視点は、ローマ法の強い影響によるものである。

日本の封建制については、イギリスとフランスの封建法学者が定義したような詳細な契約に同定しうるものはないが、これも当然である。イギリスとフランスで契約といえば、当事者が任意に決める行為であり、各当事者が一

定の事項を約し、それ以外は約束しないものである。従って当事者の約束には、相互性と約束した事項についての取消不能性が附帯する。すでに述べたように⁽³¹⁾、12 世紀と 13 世紀の日本の契約は、こうした当事者の任意性を欠いており、また上位者と下位者によることが多い。日本の封建制、とくに「恩給」譲与では、当事者の義務に、ヨーロッパの封建契約のような性格は見られない。

① 一般性

個人に対する愛情や忠誠、献身、自己犠牲あるいは一定の思想への帰依を厳格に押し付けると、合理的なものであろうと、そのときから力を失ってしまう。父と子の関係を詳細に契約上で表現することはできないのと同様に、主君に対する「武士」の忠誠も同じである。

1) この感情についての第一の説明として、6 世紀から 9 世紀に中国思想が流れ込み、それとともに、日本に入った儒教倫理に求める意見がある。儒教的社会秩序は、両親への孝行、主人への忠誠、主権者への服従に基づいており、この社会秩序は「律令」という中国に倣った古代の立法に詳細に表現され、日本では世代を超え、共通に認められた道德規範となっている。この基盤があったからこそ、平安時代は相対的に平和だったのであり、イギリスやフランスのような封建時代の混乱を免れることができたのは確かである。日本は中国に倣って国家を組織し、曖昧になったこともあったが、つねに「公儀」(*souveraineté publique*) という考えが存在した。天皇は、カロリング朝の皇帝以上に公的な人物であった。階級上の崇敬と朝廷に対する服従は、約 5 世紀間、守られてきた。儒教的な集りに出席することで天皇自ら模範を示したことを想起すれば十分であろう。

(31) 原注：Age de Kamakura, Sources (1150-1333), III, Archives: Chartes Japonaises (Monjo), 271-303 頁参照。

朝廷に服従した武士ほどこの忠誠を求められたものはなかった。警備に当たる武士は、国と高位高官の安全を守り、絶対的な忠誠を示さねばならず、反抗は赦されざる愚行として処罰され、実際にも12世紀半ばまでほとんど反抗は見られなかった。しかしこうした社会的状況も鎌倉時代以降に入ると、武士が政治の実権を握るようになった。武士の伝統的な忠誠の観念はずっと前から良心的に維持されてきた。一般に武士は日本の地方の出身であったが、地方では都以上に古い伝統と頑迷固陋な道徳を忠実に守り、厳格な忠誠という倫理を当然視したのである。12世紀後半になると、忠誠観念のメリットを享受しえたのは武士統率者であった。その後、武士は従来の人々に対して、朝廷の代理人として権力を行使する封建主君であると捉えて、最低限の尊崇だけを示した。この忠誠原理によって将軍が武士を扱う権利を与え、将軍に人的に服従した者も自由民としてではなく、臣民となり、家臣となった。日本では、同輩の自由な騎士 (*libres guerriers à droit égal*) が集まり、そのなかから統率者を選ぶといった例はなく、フランク法の《*Mallum*》(集会)に当たるものは存在しなかった。つまり日本の封建社会の統率者は、イギリスやフランスよりも基盤が強固で、封建君主というよりも主権君主と言うべきである。同時にその服従者は、封土契約に基づく家臣ではなく、幕府に服する臣民である。

2) 主君に対する忠誠と献身という儒教倫理だけで武士の誓約の力を説明することはできない。こうした忠誠にはなんの条件もなく、宗教的な制約性が濃厚である。ただ一方、日本固有の宗教である神道、仏教でも説明することができない。武士の行動様式を、神仏の制裁への怖気あるいは神仏のご加護への期待などでは説明できない。仏教では武士には望ましくない来世しか予定していないからである。「阿修羅」の道に落とされ、あわれな妄執の虜となるからである。戦で命を落とす若者には来世の再生だけが一縷の望みであった。

武士の行動規範に、「武士に二言はない」という一種の固有の宗旨があると

いうべきで、これが当時の宗教儀礼の遵守に関係している。日本の武士は、イギリスやフランスの「騎士」(Chevalier)に相当し、騎士と同様に、固有の倫理観を持ち、これに殉ずることもいとわなかった。これは真の誓約というべきで、当時、武士という社会階層がまだ少数派であった時代に、上下関係の者同士に相互の信頼関係を醸成した。主君と忠臣は対等の地位にはない。12世紀の日本の風土にあって、武士がこれほど信頼しうる人物を見出すことができれば、大きな個人的な慰謝になった。感謝の念はなにものにも代えがたく、その見返りとしての奉公を取引材料にするなどは考えられなかった。武士の生き方はすべてこうした土台に成り立っていた。現代では、祖国への奉仕を除くと、≪ servir ≫ (奉仕) という表現には愉快でない意味がついてまわり、個人に対する奉公というと卑下を意味すると考える者もいる。しかし傲慢心でだれにも奉公などしないことを選ぶ現代と、奉公すべき相手を見出して選んだ時代は、対照的である。主君が武士にこうした考えを守らせ、その結果、利益を得たことはその通りであるが、主君には主君の道德倫理があり、これから逃れることはできなかった。こうした君臣の義が双方を結び付ける最大のものであり、封建体制を支えたのである。この君臣の義を無視して理解することはできないであろう。武士に二言はない、なにが起ころうともである、という意地が君臣の義を保証したのである。忠臣はこの縁を忠実に守り、時至らば、自分にとってあるいは子孫にとって献身がいかにも不利であろうと肅々と定めに従ったのである。主君にとっては家臣からさまざまな奉公を期待でき、この君臣の義がある限り、よいときも悪いときも、ともに分かち合い、君臣の義は解きたいものであった。現代では、「封建」(féodal)の語を誤解し、あるいは元の意味とは異なって使う多くの者にとっては不愉快なものであろうが、君臣の義は封建社会すべてに見られる不滅の要素である。これは、婚姻の不可消性と同じように頑迷な考えで、時宜に応じて、また個々人の事情や利害を度外視しているとして、これを批難すべきであると見る意見もあろうが、この無私無欲は高潔といえよう。

② 非詳細性

一般に君臣の義は上記のような性格であるから、この関係を細かく明らかにしないのも当然であり、ヨーロッパの封建法学者は西洋の君臣の関係を権利・義務の相互関係として理解し、明確に分類しているが、日本の君臣関係には不可能である。

1) 主君の義務は、全体として漠然とし、定義しようにも、限定することに向いていないから、本来の性格に反することになる。主君の倫理的な義務は、家臣に対する純粋に契約に基づく義務から法的に生じたものではない。いうならば法以上でも、法以下でもあるといえよう。たとえば、西洋の主君なら耐えられないであろうが、家臣はそれと気がついたら、主君に忠言することをいとわないから、この関係は法以上であり、また、家臣は法的権利を有しているとは考えておらず、裁判でこれを請求することもないから、法以下でもある。父に対する子のように、家臣は主君に対して訴える手段をまったく持っていない。「裁判拒否」(*déni de justice*)にあっても、主君の審判が誤っていても、その上の領主や将軍に訴えたり、まだ残っていた古来の朝廷の裁判所に訴えたりすれば、不義の誹りを受けざるを得なかった。思い余って武力に訴えるより、忍従し、主君が悔い改めるのを謙虚に忍耐強く待つのであった。

2) 家臣の義務も、主君の義務同様、漠然としており、不明確であることは、後述の通りである。主君が不義の武士を懲戒するために上位領主や将軍の裁判所や「同輩法廷」(*cours de pairs*)に訴えることはなく、主君自ら行くか、「奉行」(主君の代理人)に命じたのである。前記のように、日本の封建社会は、イギリスやフランスよりも紛争の多い社会で、時代が下るといっそう多くなるが、訴訟手続によって解決することはなかった。この点を中田博士は日本とイギリス、フランスの相違として報告されている⁽³²⁾。日本の封建社会の精

(32) 原注：中田薫『法制史論集』2巻228頁。

神は残り、イギリスやフランスの封建法学者には《chicanes》(詐謀)ということはなじみ深い、日本ではこれを封建的な忠誠と相いれない精神と見ているのである。

③ 解消可能性

君臣の義を解消できることは、イギリスやフランスとは反対であるが、前記の性格からして必然的な結果である。原初的というよりも派生的なものであろう。

武家封建社会が成立する前に、源平の競争関係があったことは周知のことである。これは 1185 年に幕を閉じる前時代の産物であった。源氏、平家ともに出自によって形成された党派であるが、封建集団は主君の下に忠誠を誓った者が形成したものである。保元の乱 (1156 年)、平治の乱 (1160 年) の二つの争乱で源平相乱れて戦闘を展開したが、源平最後の決戦 (1180 - 1185 年) では、二つの陣営は相對峙し、だれも陣営を変えることはなかった。1185 年に平家は政治の実権を失い、源頼朝はあらたに成立した幕府の頂点に立った。頼朝は全武士の「棟梁」になったのである。戦さを生き延びた平家の武士もこれを認めた。その後財産を増やした北条一族の起源も平家であることを想起すべきであろう。1219 年以降、源頼朝の子孫は途絶し、北条氏が將軍職を手にし、鎌倉から武士に命令した。

13 世紀の間、日本の封建制は全体として、鎌倉幕府の揺るぎのない權威の下での安定という特徴を示した。武家階層は「鎌倉家」という漠とした表現で示された棟梁だけに服従したが、この語は単に將軍を意味するだけでなく、その背後の北条一族の力も意味した。鎌倉幕府と「御家人」と呼ばれる直接服従する武士の関係は、武家階層の統率者が服するのは唯一「將軍」だけであり、忠誠を尽くすべきはほかにないというその後も永続する性格を形成した。「御家人」と呼ばれる家臣の数は少ないが、忠誠を誓う相手を変えることはなかった。唯一、利益を考慮したのは、陪臣から「御家人」に轉換する場

合であるが、それまでの主君は、御家人にするという恩を与えた將軍に異論を唱えることはなかった。

このような封建社会でも、反乱が起きるのは不可避である。12世紀末と13世紀の反乱は、不正義に不満で、怒りに任せて死を覚悟して頭突きを食らわせたというような単純で孤立した事態であり、軍事上の不従順であった。また主君が信用できない家臣に対して反抗を挑発し、一掃しようと追い込むこともあった。これらの武士の最期は、主君によって裏切られたという絶望から、自らの意思で死を選ぶもので、一種の自己犠牲であった。

また数は少ないが、たとえば1247年の三浦一族、1285年の安達一族のような有力一族の反乱もあり、これは傀儡化した將軍の陰で、思いがけなく権力を握った北条一族に対する旧家の武士の妬みが原因であった。

北条一族の支配には反抗もなく1221年から1333年まで続いたが、これはその力と北条義時、泰時、時頼、時宗という一族の「執権」の政治力によるものである。北条時宗(1251 - 1284年)が執権であった1274年と1281年の蒙古襲来の際には、武士の統一が完成し、国にとって幸運な財産となった。北条貞時(1272 - 1311年)は、最期のときまで北条の権力を維持したが、その後継者に能力はなく、時代に押され、すでに「鎌倉家」に対する忠誠の陰で、嫉妬と競争意識の胎動を感じていた。

初期段階の日本の封建社会は主君から恩恵を受けた武士にすぎなかったと見れば、武士の服従が分散化したことは、それ自体で説明がつくことである。伝統的に主君は朝廷から授権されることを原則とした。頼朝が1180年に以仁王(1151 - 1180年)から令旨を受けたように、武士は、反乱を起こすときには、朝廷の命令を盾に取った。天皇が反乱武士の求めを拒否した場合、武士の封建的な意識が強力であったとはいえ、初めのうちは、朝廷からの甘い誘いに乗らないでいることはできず、1221年(承久3年)、後鳥羽上皇とその子の順徳上皇は、鎌倉の後見政治の廃止に望みをかけ、武士の迷いを一掃し、武士を集約するには、夫頼朝亡き後の二位尼、政子(1157 - 1225年)

と弟北条義時 (1163 - 1224 年) の権力も朝廷の言葉を要した。

この教訓は忘れられることなく、ほぼ 1 世紀にわたって、北条一族はさまざまな手段を使っては朝廷に取り入ろうとした。その一つは宿命的なもので、後嵯峨天皇が、天皇を二系統の子孫から交互に立てることを命じた遺言を守り、北条一族は不安の種にならないようにこの遺言を守って即位させることを計った。しかしこの結果、一般に大覚寺統と持明院統と呼ばれる二つの系統が形成された。皇位の継承に一定の外観的な規則があれば、この地位の重要性は小さかったが、皇位の継承に恣意的な力が加わり、武士階層が二分されるに至った。後醍醐天皇個人の意思に反し、速やかな失敗に終わり、唯一の効果は、70 年間 (1333 - 1392 年) の両統迭立と武士の分裂であったといわざるを得ない。

さらに 1333 年 7 月 4 日 (元弘 3 年 5 月 22 日)、新田義貞 (1300 頃 - 1338 年) は鎌倉を占領し、北条一族がようやく維持してきた不安定な均衡を転覆し、その結果、武士は戦いの指揮者の主君しか認めないというあらたな現実が明白になった。その後よく見られたことであるが、仮に主君が陣営を変えるなら、武士も躊躇なくこれに従い、武士の分裂は細分化していった。あらたに将軍となった足利一族は、京都に据えた北朝の権威の下、多くの武士統率者の協力によって、異論があろうと権力を維持し、一方、南朝は、吉野の山の中に籠り、忠誠を誓ったその他の封建主君の忠誠によってようやく独立を保った。この状態は南北朝の対立が始まってから長く続き、16 世紀の争乱時代の終焉と中央権威の再興のときによりやく終わりを告げた。

競争関係にある「大名」同士が家臣を奪い合い、服従させるという時代に、「誓約」(foi) にどんな意味があったのか。封建時代の誓約は、起源からして絶対的で、範囲も無制限であったが、時代を経るに従って取消可能になったことは興味深い。こうして主君が代わろうと、家臣の献身を受け、この献身は自己犠牲に至ることもあった。しかしいったん君臣の義が途切れ、家臣の忠誠の誓約が無くなり、家臣が選択を間違えたと考えれば、躊躇することな

く、家臣であることを辞し、「暇を取り」、従来の主君と同じようにあたらしい主君に仕えた。主君も同様に、家臣に「暇を与え」た。こうした主君と家臣の双方の姿勢は、主君が家臣の挙動を危険視したり、家臣が奉仕に対する報いが少ないと判断するなど、14世紀以降の利害感覚によることはいうまでもない。ただこの時代にも12世紀や13世紀のような極端なまでの忠誠の例は見られた。

徳川幕府が成立すると、忠誠は鎌倉時代の力を取り戻し、取消は許されなくなった。

第一回 了